

「定款」 変更案新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>(略)</p> <p>第24条 (役員任期) 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</p> <p>3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>5 役員は、第20条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに<u>選任</u>された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>(略)</p> <p>第24条 (役員任期) 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。</p> <p>3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>5 役員は、第20条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに<u>専任</u>された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(略)</p>

<p style="text-align: center;">第 1 1 章 公告の方法</p> <p>第 4 9 条 (公告の方法) この法人の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、</u>官報に掲載する方法により行う。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 章 公告の方法</p> <p>第 4 9 条 (公告の方法) この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(追加)</p> <p>(略)</p>
--	--	------------------------